

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱
の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年６月３０日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第161号

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱の一部 を改正する告示

野田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給に関する要綱（平成16年野田市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「以下」を「）（以下）」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、支給対象講座の受講中に児童が20歳に到達した場合にあっては、この限りでない。

第2条第3号中「を受給していない者」を「の支給を受けていない者又は准看護師の資格を取得するための支給対象講座に係る訓練給付金の支給を受け、引き続き看護師の資格を取得するための支給対象講座を受講しようとする者」に改める。

第4条第2号中「当該資格」の次に「（准看護師の資格を取得するための支給対象講座に係る訓練給付金の支給を受け、引き続き看護師の資格を取得するための支給対象講座を受講する場合（以下「継続受講の場合」という。）にあっては、准看護師及び看護師の資格）」を、「、160万円」の次に「（継続受講の場合であって、200万円を超えるときは、200万円）」を加え、同条第3号中「、240万円」の次に「（継続受講の場合であって、300万円を超えるときは、300万円）」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。